

級地区分（地域手当）による地域格差の
是正に関する要望について

令和5年 9月 日

人事院総裁
川本 裕子 様

大阪府四條畷市議会
大阪維新の会市議団

幹事長 土井 一慶
議員 坂本 勇基
議員 柳生 駿祐

級地区分（地域手当）による地域格差の 是正に関する要望について

地域手当の級地の決定に当たっては、生活圏や経済圏を考慮し近隣市と同等の級地に引き上げをしていただきたくお願い申し上げます。

（要 望 趣 旨）

日頃より地方人事行政に対し真摯に御尽力いただき、厚く敬意を表します。

さて、平成 18 年 4 月より導入されました地域手当の支給割合は、賃金構造基本統計調査の賃金指数やパーソントリップ補正により市町村ごとに算定され、地域の民間賃金水準との均衡を図っているとされています。また、平成 26 年人事院勧告により地域手当の見直しがなされ、新たな級地区分が示されるとともに、総務省自治行政局給与能率推進室より「地域手当指定基準を満たす地域の一覧」が示されました。

こうした地域手当の級地は、地方公務員の給与だけでなく、介護報酬に係る地域区分、保育所運営に係る公定価格の地域区分などにも利用されており、民間の事業者にも影響を及ぼしています。

平成 26 年人事院勧告により本市では地域手当が 6% と見直しがなされ、9 年が経過し、同一生活圏内の団体（10%～15%）と比して低く設定がされています。こうした状況は、市行政はもとより、各団体や事業者における職員の人材確保がより困難となり、事業継続に悪影響を及ぼしています。

令和 6 年度に予定している地域手当の級地見直しについて、格別のご高配を賜りますよう切にお願い申し上げます。

以上